

「H29小規模なリゾートホテル」の製図に関する質疑応答

【会員からの質問】

・質問メールをそのままを記載

バリアフリー法の移動等円滑化誘導基準において各階に車いす対応のトイレが1つ以上必要になると思いますが、2階に共用部門の室がない(宿泊室がメインで、自販機コーナー、洗濯室程度はあり)の場合でも、**車いす対応のトイレ**を設ける必要があるのでしょうか？

【解答】